

障害福祉サービス等処遇改善計画書作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

●次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。

- ・提出先に関する情報
- ・基本情報
- ・加算対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート及び各様式)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 処遇改善加算及び特定加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の算定に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善加算・特定加算の算定届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先	
-----	--

2 基本情報

⇒下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジンユウキョウカイ
	名称	社会福祉法人 悠久会
法人住所	〒	8 5 5 - 0 0 4 1
	住所1(番地・住居番号まで)	長崎県島原市宮の町249-1
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	永代 秀顕
書類作成担当者	フリガナ	タカキ
	氏名	高木
連絡先	電話番号	0957-62-1062
	FAX番号	0957-62-1063
	e-mail	info@yukyukai.or.jp

3 加算対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙2-3に反映されます。

※「一月あたり障害福祉サービス等報酬総単位数」には、前年1月から12月までの1年間の障害福祉サービス等報酬総単位数(各種加算減算を含む。ただし、処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算は除く。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号										指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総単位数(※) [単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)
	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2		都道府県	市区町村				
1	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	生活介護	1,018,103	10.00
2	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	短期入所:施設入所支援 (特別養護老人ホーム、 療養介護、障害児入所施設)	11,247	10.00
3	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	施設入所支援	694,795	10.00
4	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	生活介護	809,205	10.00
5	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	短期入所:施設入所支援 (特別養護老人ホーム、 療養介護、障害児入所施設)	35,602	10.00
6	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	施設入所支援	513,681	10.00
7	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	就労継続支援B型	174,322	10.00
8	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	生活介護	105,813	10.00
9	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	短期入所:施設入所支援 (特別養護老人ホーム、 療養介護、障害児入所施設)	10,000	10.00
10	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	施設入所支援	565,139	10.00
11	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	生活介護	69,447	10.00
12	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援A型	55,881	10.00
13	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援B型	300,980	10.00
14	4	2	2	0	3	0	0	1	1	7	長崎県	長崎県	島原市	都久志荘	共同生活援助(指定共同 生活援助)	311,581	10.00
15	4	2	5	0	3	0	0	0	3	7	長崎県	長崎県	島原市	スマイル	放課後等デイサービス	183,370	10.00
16	4	2	1	1	4	5	0	5	6	6	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	生活介護	85,923	10.00
17	4	2	1	1	4	5	0	5	6	6	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	就労継続支援B型	280,651	10.00
18	4	2	2	0	3	0	0	3	6	4	長崎県	長崎県	島原市	グリーンハイツ	共同生活援助(指定共同 生活援助)	339,379	10.00
19											長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	生活介護	124,033	10.00
20											長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	就労継続支援B型	90,298	10.00

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンユウキウカイ				
法人名	社会福祉法人 悠久会				
法人所在地	〒	855-0041			
	長崎県島原市宮の町249-1				
フリガナ	タカキ				
書類作成担当者	高木				
連絡先	電話番号	0957-62-1062	FAX番号	0957-62-1063	E-mail
	info@yukyukai.or.jp				

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1)福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	39,512,820	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回る)	0	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0	円
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		円
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)		円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	

【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)ロ、5の記載は不要である。
また、処遇改善加算(V)または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ・ ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり
② 処遇改善加算の算定対象月	
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	39,512,820 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	40,000,000 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	408,175,920 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	368,175,920 円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	430,060,920 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	56,000,000 円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	5,885,000 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月

【記入上の注意】

- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i) (ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(g)			11,047,140 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること)			12,090,000 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			446,019,734 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			433,929,734 円
(ア)前年度の賃金の総額			495,929,734 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			56,000,000 円
(ウ)前年度の特定加算の総額			6,000,000 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			円
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	120,943,179 円	306,679,803 円	51,844,974 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	408.0 人	1,422.0 人	246.0 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	34.0 人	118.5 人	20.5 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	296,429 円	215,668 円	210,752 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	○ (A)のみ実施 (円) (円)		
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ)	○ (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)
※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	● (A)(B)(C)全て実施 (12,090,000 円) (4,488,000 円)	5,000 円 (7,110,000 円)	2,000 円 (492,000 円)
○ 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	12 人(見込)		
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件) (賃金改善に関する規定内容) <ul style="list-style-type: none"> ・年一回の基本給昇格により、月額588,000円(一人3,000円)昇格させる。それに伴い、年2回(夏、冬)賞与の支給算定額を合計1,764,000円増額させる。 ・年に一回一時金として2月に支給する。一定の成果をあげた非正規職員への評価を行い、正規職員への転換を行い昇進しやすいシステム作りを行う。また、公的資格(社会福祉士、介護福祉士、精神福祉士、介護支援専門員等)者へは資格手当を支給し充実を図る。 ・これらの改善により、職員1人当たりの賃金を月額に換算して24,000円増額し改善させる。 ・人事考課を行い客観的評価項目に基づき評価表を用い、自己評価・管理職評価等を行い待遇を改善する。 ・役職手当の増額を実施することにより、職員の意欲向上に役立てる(令和2年8月規程改定予定) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、社会福祉士、精神福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有するもの。又はサービス管理責任者、児童発達支援管理者、サービス提供責任者のうち勤続10年以上の職員を対象とし、法人が定めた職員分類表により人員を選定する。
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) <ul style="list-style-type: none"> ・年に一回2月に一時金として支給する。経験・技能のある障害福祉人材(120,000円)、他の障害福祉人材(54,000円)、その他の職種(24,000円) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 1 年 11 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④ii(エ)」、「(2)④ii(エ)」又は「(3)⑤ii(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① ・定期的に研修を行い知識の向上に努めている。また、研修に参加できなかった職員については、研修内容を録画し後日見られるようにしている。 ・WEB研修(サポカレ)を利用して、空き時間にも研修をうけられるようにしている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>・資格取得支援、通信教育や受講費用等について一部または全額補助を行っている。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
<input type="checkbox"/> その他:	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input checked="" type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他()	/	<input type="checkbox"/> 予定

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 13 日

法人名 社会福祉法人 悠久会

代表者 職名 理事長

氏名 永代 秀顕

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 悠久会
-----	------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	39,512,820
---------------------------	------------

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算				福祉・介護職員処遇改善加算の見込額 (a×b×c×d) [円]
													都道府県	市区町村					新規・継続の別	①		③	
																				算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分	加算率(c)		
1	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	生活介護	1,018,103	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	5,131,236	
2	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	11,247	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	93,120	
3	4	2	1	0	3	0	0	2	4	2	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	施設入所支援	694,795	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	5,752,896	
4	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	生活介護	809,205	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,078,392	
5	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	35,602	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	294,780	
6	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	施設入所支援	513,681	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,253,268	
7	4	2	1	0	3	0	0	2	6	7	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	就労継続支援B型	174,322	10.00	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,087,764	
8	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	生活介護	105,813	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	533,292	
9	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	10,000	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	82,800	
10	4	2	1	0	3	0	0	2	2	6	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	施設入所支援	565,139	10.00	継続	加算Ⅰ	6.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,679,340	
11	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	生活介護	69,447	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	350,004	
12	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援A型	55,881	10.00	継続	加算Ⅰ	5.40%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	362,100	
13	4	2	1	0	3	0	0	5	4	9	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援B型	300,980	10.00	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,878,108	
14	4	2	2	0	3	0	0	1	1	7	長崎県	長崎県	島原市	都久志荘	共同生活援助(指定共同生活援助)	311,581	10.00	継続	加算Ⅰ	7.40%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	2,766,828	
15	4	2	5	0	3	0	0	0	3	7	長崎県	長崎県	島原市	スマイル	放課後等デイサービス	183,370	10.00	継続	加算Ⅰ	8.10%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,782,348	
16	4	2	1	1	4	5	0	5	6	6	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	生活介護	85,923	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	433,044	
17	4	2	1	1	4	5	0	5	6	6	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	就労継続支援B型	280,651	10.00	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,751,256	
18	4	2	2	0	3	0	0	3	6	4	長崎県	長崎県	島原市	グリーンハイツ	共同生活援助(指定共同生活援助)	339,379	10.00	継続	加算Ⅰ	7.40%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	3,013,680	
19	4	2	1	1	4	5	1	1	7	6	長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	生活介護	124,033	10.00	継続	加算Ⅰ	4.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	625,116	
20	4	2	1	1	4	5	1	1	7	6	長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	就労継続支援B型	90,298	10.00	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	563,448	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 悠久会
-----	------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	11,047,140
------------------------------	------------

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 障害福祉サービス等報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算				福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 (a×b×e×f) [円]			
		都道府県	市区町村					新規・継続の別	算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分	加算率(e)	配置等要件		算定対象月(f)		
													令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)
14210300242	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	生活介護	1,018,103	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,710,408		
24210300242	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	11,247	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	25,632		
34210300242	長崎県	長崎県	島原市	銀の星学園	施設入所支援	694,795	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,584,132		
44210300267	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	生活介護	809,205	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,359,456		
54210300267	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	35,602	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	81,168		
64210300267	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	施設入所支援	513,681	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,171,188		
74210300267	長崎県	長崎県	島原市	明けの星寮	就労継続支援B型	174,322	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	355,608		
84210300226	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	生活介護	105,813	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	177,756		
94210300226	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む)	10,000	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	22,800		
104210300226	長崎県	長崎県	島原市	若菜寮	施設入所支援	565,139	10.00	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,288,512		
114210300549	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	生活介護	69,447	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.3%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	108,336		
124210300549	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援A型	55,881	10.00	継続	特定加算Ⅱ	0.4%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	26,820		
134210300549	長崎県	長崎県	島原市	きらり作業所	就労継続支援B型	300,980	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	613,992		
144220300117	長崎県	長崎県	島原市	都久志荘	共同生活援助(指定共同生活援助)	311,581	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.5%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	560,844		
154250300037	長崎県	長崎県	島原市	スマイル	放課後等デイサービス	183,370	10.00	継続	特定加算Ⅰ	0.7%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	154,020		
164211450566	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	生活介護	85,923	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	144,348		
174211450566	長崎県	長崎県	島原市	ありえ未来ワークセンター	就労継続支援B型	280,651	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.0%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	673,560		
1842203000364	長崎県	長崎県	島原市	グリーンハイツ	共同生活援助(指定共同生活援助)	339,379	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.5%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	610,872		
194211451176	長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	生活介護	124,033	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.3%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	193,488		
204211451176	長崎県	長崎県	島原市	百花の森工房	就労継続支援B型	90,298	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	-	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	184,200		

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算			
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率						配置等要件に応じた加算率			配置等要件
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ		特別加算	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	区分なし
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%	11.0%	11.0%	4.1%	7.4%	5.8%	エラ	特定事業所加算
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%	6.9%	6.9%	2.6%	4.5%	3.6%	エラ	特定事業所加算
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%	11.0%	11.0%	4.1%	14.8%	11.5%	エラ	特定事業所加算
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%	9.1%	9.1%	3.4%	6.9%	5.7%	エラ	特定事業所加算
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%	1.3%	1.3%	0.5%	2.5%	2.3%	エラ	福祉専門職員配置等加算
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%	1.5%	1.5%	0.6%	1.4%	1.3%	エラ	福祉専門職員配置等加算
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%	0.9%	0.9%	0.3%	エラ	エラ	1.5%	-
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
自立訓練(機能訓練)	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	5.0%	4.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
自立訓練(生活訓練)	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	3.9%	3.4%	エラ	福祉専門職員配置等加算
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	2.4%	2.4%	0.9%	2.0%	1.7%	エラ	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%	2.0%	2.0%	0.7%	0.4%	0.4%	エラ	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%	1.9%	1.9%	0.7%	2.0%	1.7%	エラ	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(指定共同生活援助)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(日中サービス支援型)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(外部サービス利用型)	17.0%	12.4%	6.9%	6.2%	6.2%	2.3%	2.0%	1.6%	エラ	福祉専門職員配置等加算
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%	2.8%	2.8%	1.0%	2.5%	2.2%	エラ	福祉専門職員配置等加算
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%	5.3%	5.3%	2.0%	9.2%	8.2%	エラ	福祉専門職員配置等加算
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%	3.0%	3.0%	1.1%	0.7%	0.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
居宅訪問型児童発達支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.9%	2.9%	1.1%	エラ	エラ	5.1%	-
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.9%	2.9%	1.1%	エラ	エラ	5.1%	-
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%	2.3%	2.3%	0.8%	5.5%	5.0%	エラ	福祉専門職員配置等加算
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%	1.3%	1.3%	0.5%	3.0%	2.7%	エラ	福祉専門職員配置等加算
短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
短期入所:共同生活援助(外部サービス利用型)	17.0%	12.4%	6.9%	6.2%	6.2%	2.3%	2.0%	1.6%	エラ	福祉専門職員配置等加算
短期入所:宿泊型自立訓練	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	3.9%	3.4%	エラ	福祉専門職員配置等加算
短期入所:共同生活援助(指定共同生活援助(介護サービス係	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
短期入所:共同生活援助(日中サービス支援型)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラ	福祉専門職員配置等加算
短期入所:単独型	4.2%	3.1%	1.7%	1.5%	1.5%	0.6%	エラ	エラ	1.4%	-
障害者支援施設:生活介護	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
障害者支援施設:自立訓練(生活訓練)	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
障害者支援施設:就労移行支援	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
障害者支援施設:就労継続支援A型	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-
障害者支援施設:就労継続支援B型	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラ	エラ	1.9%	-

※短期入所は本体施設の加算率を適用する。(単独型は生活介護と同等の加算率を適用)

※障害者支援施設の日中活動系サービスは、施設入所支援の加算率を適用する。